

# エレクトロニクスシミュレーション研究会

## 優秀論文発表賞選奨規程

エレクトロニクスシミュレーション研究専門委員会

平成24年9月12日制定

### (趣旨)

第一条 この規定は、電子情報通信学会 エレクトロニクスソサイエティ エレクトロニクスシミュレーション研究専門委員会（以下、本専門委員会という。）が授与するエレクトロニクスシミュレーション研究会優秀論文発表賞（以下、本賞という。）の選奨に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (内容)

第二条 本専門委員会は、エレクトロニクスシミュレーション研究会（以下、本研究会という。）に投稿し自ら講演を行った個人を対象として、優秀な発表に対して本賞を授与する。

### (部門)

第三条 本賞に、一般部門と若手研究者部門を設ける。

### (対象者)

第四条 本賞一般部門の受賞対象者は、次の項目を満たす個人とする。

(ア) 当該年に開催されたEST研究会における登壇者であり、代理発表でない者。

2. 本賞若手研究者部門の受賞対象者は、次の項目を満たす個人とする。

(ア) 本賞一般部門の受賞対象者であること。

(イ) 発表時点で満35歳以下であること。

### (選奨委員会)

第五条 本賞の受賞者を選定するため、エレクトロニクスシミュレーション研究会優秀発表賞選奨委員会（以下、選奨委員会という。）を設置する。

2. 選奨委員会は、委員長を1名、副委員長を1名、幹事1名、委員若干名とする。

3. 委員長は本専門委員会の委員長が就任する。

4. 副委員長は本専門委員会の選奨担当副委員長が就任する。

5. 他の委員は委員長が指名する。

### (受賞者の決定)

第六条 選奨委員会は、受賞者の選定を行い、本専門委員会の承認をもって受賞者を決定する。

2. 受賞者は各部門毎に1から2名程度を選定する。

3. 受賞者数は各部門の受賞対象者数の1割未満とする。

4. 受賞者を選定する手続きは別途定める。

### (表彰)

第七条 本研究会または電子情報通信学会総合大会において、受賞者の表彰を行う。

2. 受賞者には、3千円程度の賞状及び1万円程度の盾、賞金1万円を授与する。

### 附則

本規程の改訂は、本専門委員会の承認を得るものとする。

本規程は、本研究会の公式ウェブサイトで公開する。